

「地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と「子ども・子育て会議」について

◆現 状

設置目的や審議の内容が類似しており、児童福祉法に関連する権限は「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、子ども・子育て関連3法に関連する権限は「子ども・子育て会議」が有することから、権限に応じてそれぞれの会議で審議を行っている。

項 目	児童福祉専門分科会	子ども・子育て会議
設置年	平成9年4月1日発足	平成25年8月28日発足
所掌事務	児童福祉に関する事項の調査審議 (児童、妊産婦、知的障害者の福祉など)	子ども・子育て支援に関する事項
根拠法令	児童福祉法第8条(児童福祉審議会を必置) 社会福祉法第12条(社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる) ※本市は、社会福祉審議会の中に「児童福祉専門分科会」を設置し、児童福祉審議会の役割を担わせている。	子ども・子育て支援法第77条(任意設置) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第25条
条例	郡山市地方社会福祉審議会条例(平成12年4月1日施行) 郡山市地方社会福祉審議会運営規程(平成9年4月1日施行)	郡山市子ども・子育て会議条例 (平成25年7月11日施行)
現任期	令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)	令和4年8月28日～令和7年8月27日(3年間)
定数	10人以内(現在10人)	20人以内(現在20人)
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等、保育所の設置認可 ・児童、妊産婦及び知的障害者の福祉 ・母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用定員の設定 ・特定地域型保育事業の利用定員の設定 ・認定こども園の設置認可 ・子ども子育て支援事業計画の策定、変更

◆各会議等における近年の主な議題について

年度	児童福祉専門分科会	子ども・子育て会議
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可 <p>(1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の認可 ・ 母子生活支援の状況 ・ 第二期ニコニコ子ども・子育てプラン ・ ひとり親家庭の支援施策 <p>(8回開催)</p>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可 <p>(1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の認可 ・ 保育所等の待機児童解消に関する分科会からの報告 ・ ニコニコ子育てプランの一部見直し <p>(5回開催)</p>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可 ・ コロナ禍における支援等 ・ 待機児童ゼロ <p>(2回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの整備 ・ 放課後児童クラブの利用料金の改定、条例の制定 ・ 保育・幼児教育ビジョン策定 <p>(7回開催)</p>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可 ・ 放課後児童クラブ事業の指定管理制度の導入について <p>(1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の認可 ・ 保育・幼児教育ビジョンアクションプラン ・ 放課後児童クラブへの民間活力の導入 (5回開催予定)

◆児童福祉専門分科会と子ども・子育て会議の意義・課題

意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの権限に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に協議することができた ・ 郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの初期策定に向け重点的に取り組むことができた
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援施策に関して、審議内容が重複しているものがある ・ 保育所の設置認可権限と認定こども園の設置認可権限が分散しており、総合調整が図りにくい ・ 分科会は保育所の認可に関する年1回程度の会議開催のみとなっており、今後は認可の案件は少なくなる見込みである

◆課題の解消に向けて

子ども・子育て支援施策について包括的に調査審議していく体制にすることとし、「子ども・子育て会議」に「児童福祉専門分科会」を統合することとしたい。

※ 「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 第6」 設置目的又は所掌事務が類似している場合、附属機関の廃止統合を検討する。